

令和5年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年9月27日（水曜日）

---

○議事日程（第4号）

令和5年9月27日（水）午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                      |
| 日程第 2 | 議案第39号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について                    |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について            |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について           |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について                  |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について                       |
| 日程第10 | 議案第47号 | 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第11 | 議案第48号 | 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第12 | 議案第49号 | 令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について                         |
| 日程第13 | 議案第50号 | 令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について            |
|       |        | （委員長報告、質疑、討論、採決）                                |
| 追加日程  |        | 議案第42号に対する修正動議について                              |

(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（7名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
7 番 内 山 左 和 子 議員	8 番 中 村 レ イ 議員
10 番 仲 明 議員	

○欠席議員（2名）

5 番 村 田 幸 隆 議員	9 番 中 里 沙 也 加 議員
----------------	------------------

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	野 地 敬 史 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	濱 田 一 多 朗 君
政策調整課調整監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
総 務 課 参 事	森 下 陽 之 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
福祉保健課参事	世 古 基 次 君
環 境 課 長	民 部 泰 行 君
商工観光課長	山 中 英 幹 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課参事	千 種 正 則 君

建設課長  
水道部長  
尾鷲総合病院事務長  
尾鷲総合病院総務課長  
教育長  
教育委員会教育総務課長  
教育委員会生涯学習課長  
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監  
監査委員  
監査委員事務局長

塩津敦史君  
神保崇君  
竹平專作君  
高濱宏之君  
田中利保君  
柳田幸嗣君  
平山始君  
高田秀哉君  
民部俊治君  
仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長  
議事・調査係長  
議事・調査係書記

高芝豊  
濱野敏明  
樺田朋実

[開議 午前 9時59分]

議長（仲明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。9番、中里沙也加議員は出産のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から、日程第13、議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました12議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審議を願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[1番（南靖久議員）登壇]

1番（南靖久議員） おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。

これより、行政常任委員会における議案審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

当委員会に付託になりました議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第40号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第41号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第43号「令和

5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第44号「令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第45号「令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第46号「令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第47号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、以上、条例改正3件、補正予算関係4件、決算関係5件の計12議案につきまして、去る9月14日から9月21日まで計5日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました。

委員会初日の9月14日には、条例改正3件、補正予算関係4件の計7議案の審査を行い、翌日の15日から始まった決算関係の5議案の審査に入る前に、民部代表監査委員から、令和4年度決算審査意見書についての総評を受けた後に、各議案について、補正予算と同様に慎重に審査をさせていただきました。

その結果、議案第39号から議案第41号の条例関連3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号の「一般会計補正予算（第5号）」につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号から議案第45号の特別会計及び病院事業会計の補正予算関連の3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号から議案第50号までの決算関連5議案のうち、議案第46号から議案第49号までの4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決し、議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定」につきましては、全会一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査において、議案第42号のうち、9款教育費、5項保健体育費、2目運動場管理費における多目的スポーツフィールド整備事業の国市浜野球場造成工事に係る工事請負費8,100万円につきましては、今回の審査の時点で、中部電力との土地の使用貸借契約がまだ結ばれていないことや、当該用地の

災害時における液状化に対する懸念等が厳しく指摘されました。

また、中部電力との契約につきましては、本定例会の契約締結を委員会として執行部に要請し、それを前提として審査及び採決を行ったところでございますが、先日、委員会終了後に、執行部より、中部電力との契約締結が完了したとの報告を受けたことをこの場で申し添えておきます。

なお、中部電力跡地に関する事業につきましては、今回の造成工事だけでなく、今後も様々な事業が展開していくこととなります。また、10月初旬には、国市浜公園整備に伴う測量、基本設計、実施設計業務委託が完了する予定となっておりますので、その結果報告を受ける際に、それぞれの懸案事項については、引き続き当委員会として慎重に審査してまいりたいと考えております。

次に、決算審査におきましては、特に、当地域の中核病院として重要な役割を担っている尾鷲総合病院の決算認定について、当年度純利益として約5億6,000万円の黒字経営となっておりますが、令和4年度の医業収支のみで判断すると11億円余りの赤字となったことが報告されております。令和4年度においても、医業外収益として新型コロナウイルス感染症対策補助金が13億円余り交付されたとはいえ、医療に係る収支だけを見れば、令和2年度が約4億5,000万円、そして令和3年度においても約6億円の赤字になっており、病院経営としては大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。

今後も想定される厳しい病院経営に対して、病院執行部側は、医師の確保に努め、医療体制をしっかりと充実させることで、安定的な経営基盤を図っていくとの回答がありましたが、市民が最も必要とする命の安全を守る地域医療の要である当医院の今後につきましては、経営の大改革も視野に入れながら、早め早めの手だてを尽くしていただき、身の丈に見合った持続可能な病院経営に努めていただくよう、委員会として強く申し添えていただきました。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告と代えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

次に、お手元に配付のとおり、議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」に対しては、西川守哉議員から修正の動議が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を議題といたします。この際、提出者の説明を求めます。

4番、西川守哉議員。

[ 4 番（西川守哉議員）登壇 ]

4 番（西川守哉議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。

別紙を御覧ください。

「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」のうち、第 1 条中、歳入歳出 6 億 1,901 万 2,000 円の追加を 5 億 3,801 万 2,000 円に改め、総額 110 億 2,054 万 6,000 円を 109 億 3,954 万 6,000 円に改めるものであります。

また、第 2 条中、地方債補正のうち、「追加及び」を削除するものであります。

まず、歳入については、第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金の補正額 4,050 万 6,000 円から 4,000 万円を減額し、50 万 6,000 円に、第 21 款市債、第 1 項市債の補正額 3,290 万円から 4,100 万円減額し、マイナス 810 万円に。歳出の第 9 款教育費、第 5 項保健体育費の補正額 8,112 万 5,000 円から 8,100 万円を減額し、12 万 5,000 円に修正するものであります。

詳細につきましては、次ページ以降に添付してありますので、御参照ください。

では、修正内容ですが、もともとあの河川しゅんせつ土砂は、当時、私は一般質問で、グリ石は盛土には適さないと意見を述べると、当時の課長はセメントを混ぜると発言しており、そうなる構造計算が必要になりますが、結局は、築山自体がポシャることになりましたね。しゅんせつ土砂をガラパゴスで粉碎し、粒度調整碎石として使用するのであれば、まだ何とか利用は可能かと思いますが、そうなるさらに予算がかさみます。

また、安易な考えで土壌改良材の使用となれば、グリ石は適用できません。土壌改良材は、脆弱な粘性土壌に使用するものだからです。もともと砂浜であり、地下水位が 2 から 3 メーターで、大潮の高潮時には 70 センチほどになることもあると聞いています。

1 人の犠牲者も出さないと市長は豪語しますが、築山が都市計画審議会で反対されると、今度は、避難道を整備すると、ころころと発言を変えています。あの場所、計画の場所に橋を架けるとなると、一体何億円かかると思いますか。

液状化が懸念されている火力跡地にはもうお金をかけず、民間の製材所に任せましょう。どうしても野球場を造りたいのであれば、第 1 ヤードなら避難経路にかかるお金は要らなくなりますし、都市公園の横に大型製材所が来るとなれば、

強風時にはほこりが舞い散り、憩いの場どころではありませんね。

先般の一般質問で、市長は、これは私の公約なんですと述べられていましたので、市長の選挙公報を見てみました。都市公園や野球場については一言も触れられていませんでしたよ。公約というのなら、私は選挙ポスターに、今まで得た知識を尾鷲のために生かしたいと明示していますから、私がこの間違っただけの工事の予算について反対することこそ、公約と言えるのではないのでしょうか。

ここまでして、ごり押しで事業を進めたいのなら、まず、お手本として、市長は現在、借家住まいですが、どうでしょう、津波浸水域に擁壁も造らず、グリ石で高さ2メートル程度盛土して、尾鷲ヒノキで立派な自宅を建てて、尾鷲に固定資産税を納めてみるというのは、レベルワンでベタ基礎でも倒壊する家を建ててみてはどうですか。西川建設、喜んでお手伝いさせていただきます。

とにかく、火力跡地での液状化現象の対策工をするのであれば、タイル舗装では何の効果もありません。ディープウエルやウエルポイント工法しかありませんので、莫大な維持費であることから、現実的ではありません。

液状化に対して何も勉強しない議員の多数決で、尾鷲に負の遺産を残すことになるのであれば、私たち議員は未来の子供たちに命のバトンは渡せません。他の議員さんたちも、工事に賛成なら賛成討論をして、修正案に反対ならば反対討論を行い、質疑があるのならぜひやるべきです。

ただし、私と同程度の知識の上でないと質疑の返答は厳しいので、そのところはよろしく願いいたします。だんまりで採決に挙手するだけでは、議員としてのていをはなしていないと思うのは私だけではないと思いますよ。

以上の理由により、専門知識を有した上での修正案を提出した次第であります。専門知識がない方々も、もう決まったことだからと安易な考えを捨てて、この異常な工事の反対に対して賛同していただきたいと思う願いを込めた上で、提案説明とさせていただきます。

議長（仲明議員） これより、委員長の報告及び議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の修正動議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 提案説明の内容についてはないんですけども、尾鷲市議会は委員会中心主義となって、今まで私の経験上、記憶のある限りで、委員会では出されなかった修正が本会議でということが記憶にないので、なぜ委員会では出さ



ずにこのタイミングだったのか、それを説明いただきたいと思います。

議長（仲明議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） 別に違法ではないからということの説明を受けたから、行いました。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） 違法でないことは承知しておりますが、違法であるかないかではなくて、じゃ、なぜ委員会のほうで出さずにこの本会議でとなったのかの質問をしております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） これは、提案が出されてから作成に時間を要したからであります。

議長（仲明議員） よろしいですか。

他にございませんか。

8 番、中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） 委員長報告に対して質疑をさせてください。

委員会で契約書の提出を求めました。委員長報告で出されたと報告がありましたが、私たちは見ておりません。もし、中部電力との土地の契約書が存在するのであれば、今から朗読していただきたいと思います。

議長（仲明議員） 南靖久委員長。

1 番（南靖久議員） 今、中村議員さんから、中電との使用貸借契約についての提示は当然なんですけれども、これにつきましては、詳しくお話しさせていただきますと、当然、委員会としては、定例会中までに契約の締結を市長のほうには、議長共々、申し入れておきました。

その中で、市長のほうから、たしか19日だったと思うんですけれども、定例会中には締結できそうですのでという事前報告をいただきました。そして、委員会終了後、22日でしたか、終了後に、議長同席の下で生涯学習課長より、書面をもって契約書の締結の書類を見せて、説明を受けさせていただきました。

その中で、今、中村議員さんは朗読を求めましたけれども、この件につきましては、資料につきましては、市長に確認をしたところ、提示するのはやぶさかでないということでございますので、本会議終了後、全議員にお渡しをいたしたいと思っております。

既に委員会審査が終わっているということでございますので、朗読は控えさせ

ていただきます。

議長（仲明議員） 中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 22日に出ていたとしたら、議員のタブレットにそれを回していただくべきだったと思いますが、なぜなら、西川議員も言われたように、私たちはこの資料に対して、契約書の内容というのが非常に大事になってくるのに、今、私たちがそれを知らずに、私、今から修正案に対して賛成をしようと思うんですけれども、ちょっと資料がないということというのはどうかと思うんですけれども、なぜタブレットにそれを出されなかったんですか。

議長（仲明議員） 南委員長。

1番（南靖久議員） そう言われてみると、本会議までに、本来ですと、議員さんに報告するのが筋じゃないのかなと。そういった件については深く反省をしておりますけれども、しかしながら、当委員会の委員長報告は、既に過去でございまして、終わってから報告を受けて、特に最終的には本会議主義で、本会議で議決されたことが尾鷲の議決事項になるんですけれども、尾鷲市の場合は1常任委員会主義ということで、行政常任委員会の意向がほぼ本会議のほうで反映されるというのが、尾鷲市議会の今のシステムでございまして、そういった意味では、この定例会までに出すのが本筋であったとは深く反省をしておりますけれども、常にお二人の議員さんが、このことについては、不十分な形の下であっても、委員会では反対をしているのが現実でございまして、そういったことも考えて御理解をしていただきたいと思います。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

西川議員。

4番（西川守哉議員） 一生懸命作った資料なんですので、修正内容について、誰か質疑をお願いします。

議長（仲明議員） 西川議員の発言もありましたんだけど、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8 番（中村レイ議員） それでは、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の修正案に賛成の立場で、討論に参加させていただきます。

多目的スポーツフィールド整備事業の予算は認められるべきではありません。認められない理由は二つあります。

一つは、今も申し上げたとおり、契約書の中身が分からない、私、この時点で分からないということです。なぜなら、中部電力の多目的フィールド用地の中には、高圧鉄塔が立っております。そして、前回の地質調査ではレベル 2、いわゆる南海トラフ級の 1、直下型、2、海洋プレート型のどちらに対しても極めて高い液状化の懸念が示されております。鉄塔は大丈夫かもしれませんが、でも、高圧線は切れるかもしれません。そのような場所で、例えば高圧線が切れて、その下で人的災害が出た場合の条件、その他もろもろのことについて、契約内容がちゃんとしないまんまの契約内容であれば、被災者が出たときに誰が責任を持つのかの、また裁判が始まることとなります。

ですから、賃貸借契約を結ぶのであれば、徹底した問題提起とそれに対処し得る項目を全て網羅してからの契約書であるべきです。なあなあの契約書で、ただ貸します、借りますだけの契約書で、この契約、調査結果が出ている……。キタイ設計によれば、レベル 2、南海トラフ地震級の地震、津波が来た場合、直下型レベル 1、直下型タイプ 1、直下型タイプ 2、海洋プレート型、どちらにせよ、全ての地点で極めて高く地盤強度のかなりの低下が懸念されると明記されております。これはスポーツフィールド内です。

ですから、契約書類とは、それらを勘案したものであるべきだと考えます。でも、私たちには、契約書の内容はまだ見せてもらっておりません。ですから、それらがちゃんとクリアになった時点まで、工事は進めるべきではありません。

2 点目。多目的スポーツフィールドの予定地は、国市浜の砂浜を埋め立てて造られております。今も申し上げましたとおり、南海トラフ級の地震は、レベル 2 といいます。レベル 2 の地震の揺れに耐えられる避難道、今度は、フィールド内の避難道及び、それを渡って逃げていく避難道の安全が全く確保されておられません。

避難経路を確保、安全確保するためには、橋桁が落ちないように補強工事が終わっていますか。避難する道は液状化しないのかの地質調査も必要ですけれども、されておられますか。都市公園内の全ての地点は、キタイ設計による報告書では、レベル 2 で 30 センチも地盤が沈下するそうです。30 センチ地盤が下がると、

逃げることで自体が困難になると国交省が指針に出しております。

避難路として橋を架けるという予定だそうですが、橋は、大雨時に道がつかる高さに合わせて高くなるそうです。スポーツフィールドの土地より、まだ高く造るそうです。そうすると、スポーツフィールドは30センチ地盤が下がります。でも、橋は頑強なくいを打つので、橋は全く下がらないんです。そうすると、橋を渡ろうにも、そこによじ登ることすらできなくなるかもしれません。逃げるが勝ちの掛け声はむなしくないですか。

私たちの意見に対し、上から目線だとか難し過ぎると言われますが、私たちは専門的な立場で問題提起したいと思います。レベル2、すなわち、南海トラフ級の地震に見舞われたとき、液状化して、地面が30センチも下がる可能性が認められる場所に、児童公園や野球場を造ることは、被災者が出る可能性が極めて高いと言わざるを得ません。これは予見される事実です。そのとき、執行部並びに賛成議員の皆様は、決してその惨事は想定外だったとは言えないことを理解していただきたいと思います。予算が通って、勝ったと思わないでください。逃げられないので、負けなのです。

以上で、修正案に対する賛成討論を終わらせていただきます。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

2番、小川公明議員。

〔2番（小川公明議員）登壇〕

2番（小川公明議員） 議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この工事請負費の補正予算計上につきましては、令和5年8月2日開催の行政常任委員会、また、本定例会では、9月14日開催の行政常任委員会で執行部から説明を受けたとおり、本事業は、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地に、おわせSEAモデル構想のスポーツ振興ゾーンとして、国の社会資本整備総合交付金などを活用して整備を進める国市浜公園の野球場の建設などに係る造成工事を早期に着工するため、今回、予算計上されたものであります。

また、当該野球場は、現在、広域5市町で進めております広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場であり、これまでも有利な交付金などの活用など、本市はもちろんのこと、各市町の負担を軽減するための制度活用を行いながら事業が進められており、かつ、令和6年度からの現市営野球場の撤去工事が計画されていることから、代替球場の早期建設を進めるためには必要な予算であることは、明白で

あります。

おわせS E Aモデル構想については、平成31年2月13日開催の行政常任委員会で、おわせS E Aモデルグラウンドデザイン発表に向けての方向性が初めて執行部より説明され、同年3月28日の行政常任委員会において、おわせS E AモデルのグラウンドデザインとプロジェクトSの施策イメージの中に、運動施設、公園の検討があることが示されました。

令和2年11月10日に開催されました行政常任委員会においては、執行部から、現市営野球場敷地が広域ごみ処理施設建設候補地となったことから、プロジェクトSとして集客交流人口を高めるために具体的検討を進めている。中部電力発電所跡地を代替球場第1候補とすることについて報告を受けるとともに、東紀州地域の各市町とそこにある既存施設との連携を図り、相乗効果によるスポーツ振興を通じた集客交流人口の増大と地域活性化につなげることを目的とし、野球場、多目的スポーツ芝生広場などから成るスポーツ振興ゾーンが示され、野球場をはじめとする各諸元の説明がなされております。

現市営野球場が広域ごみ処理施設建設の建設予定地となったことに伴う代替球場及び避難施設の整備であることから、令和3年2月25日に、尾鷲市営野球場の移転の補償に係る基本協定書が締結され、同年3月11日に開催された行政常任委員会において、中電跡地に代替野球場を建設することになった経緯とスポーツ振興ゾーンの概要について、執行部より説明がなされ、同月19日の行政常任委員会では、中電跡地に代替野球場を建設することになった経緯が、執行部より再度説明されております。

同年3月31日開催の第3回臨時会及び行政常任委員会では、代替球場を含む都市公園整備に際して、広域5市町の負担軽減を図るためには、国の社会資本整備総合交付金の活用が必要不可欠であり、その前提条件として都市計画決定を行う必要があることから、その基礎となる基本計画策定のための多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定と業務委託料1,632万1,000円が予算計上され、執行部より説明を受けて、可決されました。

同年10月22日に開催されました行政常任委員会においては、スポーツ振興ゾーンの具体的な面積や配置計画、事業内容について、また、国への社会資本整備総合交付金、要望報告状況について執行部より報告を受け、委員会では、築山への垂直避難や液状化を懸念する意見が出されました。

また、令和4年2月28日開催の尾鷲市都市計画審議会においては、スポーツ

振興ゾーンとしての国市浜の公園整備について、築山の計画につきましては、一時避難場所としての機能については不適當であるという意見があり、今後実施する予定である調査及び基本設計、詳細設計などにおいて、ボーリングのデータの解析、液状化の検討、津波シミュレーションなどを実施し、避難タワー等も含めた一時避難場所として最も効果的な工法を検討されたいとの意見を付した答申がなされております。

同年3月24日に開催されました行政常任委員会におきましては、委託業務により完成したおわせ多目的スポーツフィールド整備事業基本計画について、執行部より報告を受けるとともに、スポーツ振興ゾーンとしての国市浜公園の整備については、2月28日開催の尾鷲市都市計画審議会において、高台への避難通路や一時避難場所としての最も効果的な工法を検討されたいとの意見を付した答申があったことを踏まえ、事業認可申請においては、一時避難場所としての築山を除いた申請を行うことと、また、今後は、高台への避難通路や一時避難場所について、最も効果的な工法を精査、検討していく旨の説明を執行部から受けております。

そして、令和4年3月31日開催の第2回臨時会におきましては、基本計画に基づき、国市浜公園の整備に向けた設計業務委託料が予算計上され、同日に開催されました行政常任委員会におきましては、これまでの行政常任委員会や都市計画審議会の答申を踏まえ、液状化や避難施設の検討についても、同業務委託の中で実施していくことが執行部より説明され、設計業務委託料1億2,000万円の補正予算が承認されました。

同年12月9日に開催されました行政常任委員会では、国市浜公園の地質調査結果の概要が執行部より報告され、その結果を基に公園全体のレイアウトや野球場などの施設の詳細設計を行っていくこと、公園内には一時避難場所としての築山は設置せず、敷地外への避難を前提に、避難経路整備の方向を検討を進めることを説明を受けました。

今年に入り、2月8日に開催されました行政常任委員会におきましては、国市浜公園整備に伴う測量、基本設計、実施設計の進捗状況について執行部より報告を受け、野球場の配置レイアウト案が示されました。

また、液状化に対する考え方として、野球場など災害時にとどまるための施設でもないものについては、レベル1地震動に耐え得る条件を基本として設計していくこと、防災道路に直結する将来人口を検討していくこと、民間からの公園内

でのスポーツ施設の建設を含めた提案を受け、その内容調査や検討を行っていること、中部電力の撤去工事が令和4年度内に完了せず、土地の使用貸借契約期間時期の調整中であることから、設計業務を令和5年度に繰り越し、引き続き進めていくことの説明を受けました。

そして、本年3月の第1回定例会において、令和4年度設計等業務委託予算の令和5年度への繰越しが承認され、令和4年度予算1億2,000万円のうち、7,642万6,000円を令和5年度に繰越しするとともに、工期が令和5年10月7日まで延長されております。

また、本年6月の第2回定例会では、国市浜公園への将来入り口の整備に関連して、普通河川、桂谷川の流域調査を実施し、その調査結果及び現地調査結果等を踏まえ、今後の災害対策を含めた避難計画及び避難路整備のための概略検討を行うことを目的とした避難路概略検討業務委託料の予算が計上され、同月15日に開催されました行政常任委員会におきまして執行部より説明を受け、承認されております。

先月2日に開催されました行政常任委員会におきましては、測量、基本設計、実施設計、業務委託における公園全体の造成計画、排水計画、野球場の詳細について、今後の国市浜公園の整備スケジュールについて、また、国市浜公園整備に係る避難路概略検討については、国市浜公園を安全安心に御利用いただけるようハード、ソフト両面からの対策を行い、津波による犠牲者を出さないように取組を進める旨の説明を執行部より受けております。

このように、本事業につきましては、現市営野球場が広域ごみ処理施設建設の建設予定地となったことに伴う代替球場を整備するものであるとともに、中部電力尾鷲三田火力発電所の広大な跡地を利用した、おわせSEAモデル構想のスポーツ振興ゾーンとして東紀州地域の近隣市町と連携を図り、スポーツ振興を通じた地域活性化に資するとともに、市民の体力、健康づくりの場として、また、親子3世代にわたり長く愛着が持てる施設として、誰もが安全で安心して快適に利用できる総合公園施設の整備を図るため、平成31年から、本市のみならず、東紀州地域の各市町やおわせSEAモデル協議会のメンバーとの議論を重ねながら、推進されてきた事業であります。

このことから、広域ごみ処理施設建設を円滑に進めるためにも、代替球場建設を含む国市浜公園整備を一体的に進める必要があります。そのためには、今回予算計上されたこの費用が必要不可欠な予算であると考えます。

今後の本事業推進に当たっては、引き続き、議会、市民への十分な経過説明や進捗状況の報告を執行部に求めた上で、多目的スポーツフィールド整備事業の工事請負費を計上している原案について賛成するものであります。御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、私の原案に対する賛成討論とさせていただきます。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第3、議案第40号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第41号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。



まず、本議案に対する、西川守哉議員から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長(仲明議員) 起立少数。起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

したがって、原案について採決をいたします。

日程第5、議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(仲明議員) 起立多数。起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第43号「令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(仲明議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第44号「令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(仲明議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第45号「令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(仲明議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 46 号「令和 4 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 46 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 10、議案第 47 号「令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 47 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 11、議案第 48 号「令和 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 48 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 12、議案第 49 号「令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 49 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 13、議案第 50 号「令和 4 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

議長（仲明議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第50号は委員長  
の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、9月5日の開会以来、本日まで  
慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」をはじめとする議案1  
3件と報告第3号「令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報  
告について」をはじめとする報告2件につきまして、いずれも御承認を賜りまし  
たこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後  
十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますます御  
健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の挨拶と  
させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（仲明議員） 去る9月5日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでした。

これをもって、令和5年第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時54分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署名議員 濱 中 佳 芳 子

署名議員 西 川 守 哉